

## 食の安全・安心条例(仮称)案の骨子に係る道民意見募集結果

平成17年2月23日

「食の安全・安心条例(仮称)案の骨子」について、平成16年6月25日から7月26日の間実施した道民意見提出手続(パブリックコメント)により、皆様からご意見を募集したところ、延べ318の個人及び団体から、延べ591件のご意見をいただきました。

道では、皆様のご意見等を参考にしながら、食の安全・安心条例の検討を進めてまいりましたが、この度、別添のとおり「北海道食の安全・安心条例案」を策定し、平成17年第1回北海道議会定例会に提案いたしました。

骨子によせられたご意見は、今後も施策の検討に当たり参考とさせていただきます。

ご意見の概要及びご意見に対する道の考え方は、次のとおりです。

骨子の項目	意見の概要	道の考え方
目的	道民の健康保護を目的として掲げるのであれば、道産食品だけでなく輸入や道外産の食品を含めた食品全体を対象とする条例としてもらいたい。	道民の健康を守る観点から、食品の検査、監視については、道産のみならず輸入及び府県産も含めた食品全般としています。
	「安全」は科学的根拠に基づくものであり、「安心」は人の主観で判断されるもの。客観的基準のない「安心」を確保することの意味を明確にする必要がある。 道民の健康保護と道産食品づくりとは必ずしも一致しない概念であり、どちらに重点を置くのか明確にすべき。 道民の食、国民の食をどうするかという視点が欠けている。	輸入や府県産を含めた食品全体の検査、トレーサビリティの構築、食育の推進など食の安全・安心を確保するための施策を本条例に規定し、総合的・計画的に推進することで、直接的に「道民の健康の保護」を実現し、また、「道民の健康の保護」を念頭に、行政をはじめ、本条例の効力が及ぶ道内の生産者、食品関連事業者が安全・安心な食品を生産、供給する取組を行うことで、道民をはじめ全国の「消費者に信頼される安全で安心な食品の生産及び供給」に寄与し、結果として2つの目的が実現されるものと考えております。
	北海道の自然と共生する中で培われてきた農と食の文化の再構築についても、目的の中で明確にしてほしい。 道民との協働により施策を総合的・計画に推進することにより、水も空気もきれいな北海道の大地を守り、消費者の健康保護と安全・安心で全国の消費者に信頼される・・・として欲しい。	本条例の目的に直接的な表現はありませんが、「農と食の文化の再構築」、「水も空気もきれいな北海道の大地を守る」ことは重要であり、【人材の育成(第12条)】、【生産に係る環境の保全(第21条)】、【食育の推進(第25条)】でご意見の趣旨を反映しています。 なお、本条例でいう消費者は、道外の消費者も含めて使用しています。
定義	「道産食品」について、加工地が道内であれば道産食品なのか、主原料が道産で加工地が道内であるものを指すのか定義を明確にする必要がある。	本条例では、第23条で「道産の食品」を道内で生産、加工された食品という概念で用いていることから、あえて「道産食品」を定義はしていません。
基本理念	安全・安心な食を追求する権利の実現のために、具体的にどういったことを進めるのかが見えてこない。	【基本理念(第3条)】の第1号において、「道民の安全で安心な食品の選択の機会を確保すること」を明記し、この理念にのっとり、「食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画に実施する責務」を道の責務として掲げ(第4条第1項)、基本的施策や具体的な施策を進めていくこととしています。
	健康と人間性の醸成をはかる「家庭」での	【基本理念(第3条)】は、道の施策の推進に当た

	<p>食事法の改善と定着を基本理念で明記して欲しい。</p>	<p>っての基本的な考え方を示すものであり、第3号において、「～生産者等その他の道民との協働により取り組むこと」を明記するとともに、【食育の推進（第25条第1項）】において、「道は、食育を推進するため、普及啓発、学校、家庭及び地域における食に関する教育及び取組の促進その他の必要な措置を講ずる」ことを規定し、ご意見の趣旨を反映しています。</p>
関係者の役割	<p>消費者と生産者に重点が置かれているが、食の安全・安心の確保にとって流通業、食品製造業、小売業は非常に重要な位置付けにあるので、その責務を明確に規定して欲しい。</p> <p>生産者、食品関連事業者の責務については、関係法令の遵守だけでなく、違反した場合のペナルティについても明記すべき。</p>	<p>本条例でいう生産者等には、流通業、食品製造業、小売業も含まれ、流通業なども【生産者等の責務（第5条）】に規定する責務を有します。また、本条例は、基本理念や道及び生産者等の責務、道民の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、食の安全・安心に関する施策を総合的・計画的に推進する基本条例の仕立てとしており、生産者等の責務に違反した場合にペナルティを課すなど規制的な規定を盛り込むことは馴染まないと考えています。このため、道としては、生産者等が食の安全・安心に係る責務を果たすことができるよう、条例の趣旨の普及啓発や適切な指導等を行ってまいりたいと考えております。</p>
	<p>消費者が真に安全・安心な農産物を望むならば、農業現場の実態にもっと目を向けるべき。</p>	<p>【道民の役割（第6条第1項）】において、「道民は、～食の安全及び安心に関する知識及び理解を深めるよう努めなければならない」と規定するとともに、【食育の推進（第25条第1項）】において、「道は、食育を推進するため、普及啓発、学校、家庭及び地域における食に関する教育及び取組の促進その他の必要な措置を講ずる」ことを規定し、ご意見の趣旨を反映しています。</p>
道民との協働	<p>道と消費者、道と生産者、道と食品関連事業者の協働だけでなく、消費者と生産者と食品関連事業者のネットワークがあり、そのネットワークと道がどのように連携していくかが重要である。</p>	<p>【基本理念（第3条第3号）】において、「道民の要望及び意見を反映するとともに、生産者等その他の道民との協働により取り組むこと」を明記するとともに、【情報及び意見の交換等（第24条）】において道民と生産者等が理解を深めるために必要な措置を講ずることを規定しており、今後、消費者や生産者等とのネットワークについても検討してまいりたいと考えております。</p>
情報の提供	<p>行政は、道民に対し、偏りのない正しい情報を伝えるべき。</p> <p>道民に情報を伝えるためには、道や市町村の広報誌等を活用すべき。ウェブサイトは分かりにくい。また、一般主婦の大きな情報源のひとつである、TV番組に対しても正しい情報発信を求めるべき。</p>	<p>【情報の提供（第10条）】において、「道は、食の安全・安心に関する情報の収集及び分析を行い、正確かつ適切な情報を道民に提供しなければならない」と規定し、ご意見も参考にしながら、正確かつ適切な情報提供に努めてまいりたいと考えております。</p>
食品の検査、監視	<p>食の安全・安心にとって食品の検査が重要であり、残留農薬、遺伝子組換え食品など消費者が求める食品検査を強化して欲しい。</p> <p>BSEや残留農薬、遺伝子組換え、アレルギーなどを総合的に検査できる検査センターについて、検討して欲しい。緊急の問題がたときに総合的な検査センターがあれば迅速</p>	<p>道では、これまでも食品衛生法に基づく残留農薬・遺伝子組換え食品などの検査や道立の消費生活センターや水産試験場などが行う加工食品や水産物の検査など様々な機関で食品の検査・分析を行っているところです。本条例では、【食品等の検査及び監視（第11条）】において「道は、食品等の安全性及び食品の表示に対する消費者の信頼の確保を図るた</p>

	<p>な対応ができ、道産ブランドを守る意味でも必要と考える。</p> <p>輸入食品を含めた食品全体の安全性の検査や偽装表示などの監視を強化して欲しい。</p>	<p>め、総合的かつ計画的な食品等の検査及び監視又は指導その他の必要な措置を講ずる」ことを規定しており、ご意見についても、今後、施策の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、検査、監視の対象となる食品は、道民の健康を守る観点から、道産のみならず、輸入及び府県産も含めた食品全般としています。</p>
	<p>検査・監視を発展させて、知事の調査権や措置勧告など実効性を高める機能を明示することを要望する。</p>	<p>食品の検査・監視については、第11条の規定に基づき、総合的かつ計画的に行うこととしており、必要に応じ関係法令に基づく措置を行ってまいります。</p>
<p>情報の共有と相互理解の促進</p>	<p>安全・安心な食品の生産には生産者の労力・コストがかかることを消費者に理解してもらうためや生産者が消費者の考えを理解するため相互の交流が重要であり、行政が、交流の場を設けたり、交流のサポートをすることが必要である。相互理解が進むことにより生産者のモラル向上も図られるのではないかと。</p> <p>また、行政による積極的な情報提供も重要である。</p>	<p>【情報及び意見の交換等（第24条）】において、「道は、食の安全・安心に関し、道、道民及び生産者等が相互に情報及び意見の交換を行い、道民及び生産者等が理解を深めるために必要な措置を講ずる」ことを明記し、食のリスクコミュニケーションの実施や道のホームページにおける情報の発信等を行ってまいりたいと考えております。</p>
<p>試験研究体制の整備等</p>	<p>食の安全・安心を推進する上で試験研究機関は重要な位置付けにあるので、研究者を増やすなどしっかりと研究を進めて欲しい。</p> <p>家庭ゴミのたい肥化の研究など、道民一人一人ができることを研究して欲しい。</p>	<p>研究開発の推進は、科学的知見に基づく食の安全・安心を図るためには重要であることから、【研究開発の推進（第13条）】において「～研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずる」ことを規定しており、ご意見については、今後、施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>危害情報の申出</p>	<p>生産環境の保全のためにも、生産環境に悪影響を及ぼす恐れがある場合の申出も加えるべき。</p>	<p>【道民からの申出（第26条）】については、食品の安全性又は食品の表示に対する信頼性が損なわれる事態が発生した場合等について、道民が申出をできることを規定しており、「生産環境に悪影響を及ぼす恐れがある場合」は、直接的にこの規定の対象に該当しませんが、案件の状況に応じ、相当の理由がある場合には、関係法令の規定等に基づき適切に対応することが必要と考えております。</p>
<p>緊急事態への対処等に関する体制の整備等</p>	<p>危害の未然防止への対処等に関する体制の整備が必要である。</p> <p>府県産食品や輸入食品についても、危害が予測される場合は流通、輸入を中止することなども必要である。</p>	<p>【緊急の事態への対処等に関する体制の整備等（第14条）】において、「道は、食品を摂取することにより道民の健康に係る重大な被害が発生し、又は発生するおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生防止に必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずる」ことを規定しています。</p> <p>食の安全・安心の確保に係る緊急事態の項目をあらかじめ想定し、それぞれの事態に対する発生予測、未然防止、対策本部の設置などに関するマニュアルの作成等により危機管理体制を整備し、緊急時における円滑かつ効果的な対応を確保するほか、道外から移入される食品や道外へ移出される食品についても、国や他自治体との密接な連携を図ってまいりたいと考えております。</p>
<p>クリーン農業</p>	<p>クリーン農業を進めながら有機農業に転換</p>	<p>食の安全・安心や環境問題に対する消費者の関心</p>

・有機農業の  
推進

していくことを目標として掲げ、そのための  
対策を積極的に推進することが必要である。

クリーン農業・有機農業に取り組む農家  
に対する経済的・技術的な支援を推進すべき。

YES!cleanやJAS有機認証などの農産物につ  
いては、生産者の努力が消費者にわかるよう  
強くアピールして欲しい。

クリーン農業・有機農業を推進することによ  
り収量が減ってしまうことは問題。例えば  
収量を維持したまま、10年後に農薬使用量を  
50%減らすといった目標を持って取組を進め  
られれば、生産者の努力が認められ、消費者  
にもこれらの取組の成果が見えるのではない  
か。

北海道全体で農薬の使用量を減らしていく  
方針を明らかにすべき。農薬使用の総量規制  
と地域ごとの使用量の把握及び公表、環境中  
のモニタリングなどを行うべき。

環境保全・持続型農業を推進するためには、  
道民の総意による直接所得補償制度が必要で  
あり、条例の中に盛り込んで欲しい。

有機農業に利用されたい肥は、その原料  
によっては重金属等が含まれる恐れがあるの  
で、安全性を確認して利用することが必要で  
ある。

クリーン農業・有機農業によって生産され  
る農産物について、多くの消費者が安心と感  
じるかもしれないが、必ずしも安全とは言え  
ないので、クリーン農業・有機農業を推進す  
るのであれば、その安全性を証明すべき。

YES!cleanの基準が不透明。もっとレベル

が高まっている中で、本道農業が今後とも持続的に  
発展していくためには、寒冷地であり病害虫の発生  
が少ないといった北海道の優位性を活かすことがで  
き、環境への負荷が少ないクリーン農業や有機農業  
を積極的に推進していくことが重要と考えておりま  
す。

このため、クリーン農業及び有機農業の推進につ  
いては、【農産物等の安全及び安心の確保(第16条)】  
において、「道は、クリーン農業及び有機農業を推  
進するため、技術の開発及びその成果の普及、これ  
らの農業を行う者に対する流通、販売等に係る支援、  
生産基盤の整備その他の必要な措置を講ずる」旨を  
規定し、施策を推進してまいりたいと考えておりま  
す。

ご意見については、今後、施策の参考とさせてい  
ただきます。

道では、自然循環機能の維持増進につながる環境  
保全型農業に対する直接支払制度の創設について、  
食料・農業・農村基本計画の見直しをしている国に  
対し、これまでも、その実現を要望しているところ  
であり、国の審議会においても、環境保全型農業の  
取組や農地など地域資源の保全活動に対する支援策  
のあり方が議論されております。

道としては、こうした取組がさらに拡大するよう、  
環境保全に対する直接支払制度の創設を、引き続き、  
働きかけてまいりたいと考えております。

食品残さや家畜糞尿などを原料とするたい肥は、  
肥料取締法において特殊肥料として位置づけられて  
いますが、重金属の基準は設定されていません。

このため、道では、独自に、特殊肥料生産業者に  
対して届出時に、水銀、カドミウム、ヒ素等につい  
て、分析結果を提出するよう指導しているところ  
です。

今後も、安全なたい肥の施用を確保するため、重  
金属類の含有等に十分注意し、適切な利用を図るよ  
う生産者等の指導を行ってまいりたいと考えており  
ます。

化学肥料の使用を最小限にとどめて生産するクリ  
ーン農業の農産物や、播種・植え付け前2年以上農  
薬を使用しないほ場で生産される有機農産物は、農  
薬残留の面で、より安心できる農産物です。また、  
人体に有害な微生物や天然毒、資材に含まれる有害  
物質などに対しては、食品衛生法などの関係法令に  
よって農産物の安全性の確保が図られています。

今後とも、クリーン農業・有機農業の推進に当た  
っては、より安全・安心で品質の高い農産物の生産  
に向けて必要な取組を積極的に進めてまいりたい  
と考えております。

YES!cleanの登録基準については、消費者や実需

	<p>を高くし、有機農業に近い位置付けにすべき。</p>	<p>者の方々などに分かりやすく信頼される制度とするため、平成15年度に改正を行い、肥料の使用量や化学合成農薬の使用回数を作物ごとに数値化した登録基準を60作物で設けました。</p> <p>基準の設定に当たっては、これまでに道立農業試験場などで開発されたクリーン農業技術を導入して、慣行栽培とほぼ同等の収量・品質を維持しうるレベルとしました。</p> <p>引き続き、より環境への負荷を低減するクリーン農業技術の開発を進め、技術のレベルアップに取り組んでまいりたいと考えております。</p>
	<p>環境への負荷が少ない農業を推進する施策と並行して、環境への負荷が大きい農業を少なくするような施策を推進することも必要ではないか。</p>	<p>環境問題への対応が極めて重要な課題となっており、農業生産においても、より環境に負荷を与えない取組を推進していくことが必要であると考えております。</p> <p>現在、国においては、我が国の農業生産全体のあり方を環境保全を重視したものに転換するため、農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき規範を策定し、各種支援策を実施する際の要件として、農業者にこの規範の実践を求めることとしています。</p> <p>道としても、このような方向性を踏まえ、北海道の特性を活かした環境への負荷が少ないクリーン農業や有機農業を推進してまいりたいと考えております。</p>
<p>生鮮水産物の鮮度保持対策の推進 貝類の安全確保対策の推進</p>	<p>鮮度保持対策だけではなく、安全・安心な水産物の生産、供給という観点から幅広い施策を盛り込むことが必要である。</p> <p>貝類の安全確保対策に限定せず、養殖の水産物すべてを対象として欲しい。</p>	<p>安全・安心な水産物の生産・供給という観点から、これら2つの施策が特に重要であることから、具体的に施策を規定しております。</p> <p>また、養殖の水産物については、動物用の医薬品の適正な使用について【生産資材の適正な使用等(第20条)】に規定し、安全の確保に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>これらの規定の他、【生産に係る環境の保全(第21条)】、【適正な食品の表示の促進等(第22条)】、【食育の推進(第25条)】などにおいては、養殖も含めすべての水産物を対象とした施策が取り込まれているところであり、ご意見の趣旨を反映しています。</p>
<p>BSE対策の推進</p>	<p>BSE対策に限定せず、牛以外の畜産物も含めた対策としてほしい。抗生物質系の動物用医薬品や家畜の飼料添加物などの使用問題を含んだ安全な道産畜産物を提供するという項目を盛り込んでほしい。</p>	<p>【農産物等の安全及び安心の確保(第18条)】において「道は、家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止を図るため、家畜伝染病の検査及び監視、防疫の体制の整備、技術開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずる」ことを規定するとともに、【生産資材の適正な使用等(第20条)】第2項において「道は、動物用の医薬品の適正な使用等を図るため、生産者等に対する指導、啓発その他の必要な措置を講ずる」こと、さらに第3項において「道は、飼料及び飼料添加物の適正な使用並びに飼料の自給度の向上を図るため、飼料及び飼料添加物の検査、技術開発の推進及びその成果の普及、生産者等に対する指導その他の必要な措置を講ずる」ことを規定し、ご意見の趣旨を反映しています。</p>
<p>遺伝子組換え</p>	<p>「消費者や生産者の理解が得られなければ、</p>	<p>開放系における遺伝子組換え作物の栽培について</p>

作物の栽培の  
規制

屋外での栽培を行わせない」という表現は、北海道の基本姿勢としては消極であるので、「屋外での栽培を行わない」ということを条例に盛り込んで欲しい。

一般作物との交雑や混入が起こる可能性があり、また、有機農業、クリーン農業を推進する道の立場を考えると、屋外での遺伝子組換え作物の栽培は試験研究も含め禁止すべき

栽培だけではなく、輸送途中や保管施設の段階についても、混入防止のために必要な規定を設けるべき。

条例に違反した場合の罰則についても規定すべき。

遺伝子組換え体の飼料作物についての規定が必要ではないか。

室内に関する規定も必要ではないか。

は、当初、本条例の中に具体的な規定を盛り込むこととしておりましたが、食の安全・安心を確保する幅広い施策の基本事項を示す本条例において、遺伝子組換え作物の栽培に関してだけ規制的な内容やその手続を規定することは馴染まないことから、第17条において「道は、遺伝子組換え作物の栽培等に起因する遺伝子組換え作物と他の作物との交雑及び遺伝子組換え作物の他の作物への混入の防止に関し必要な措置を講ずる」との基本的な考え方を規定するにとどめ、「遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」で詳細な規定をおくこととしました。

当該条例は、遺伝子組換え作物の開放系での栽培等を規制することにより、遺伝子組換え作物の一般作物への交雑・混入や遺伝子組換え作物の開放系での栽培に起因する生産上・流通上の混乱を防止するとともに、遺伝子組換え作物の開発等に係る産業活動と一般作物の農業生産活動との調整を図り、現在及び将来の道民の健康を保護するとともに、本道における産業の振興に寄与すること」を目的として掲げ、遺伝子組換え作物の開放系での栽培についてのルールを定め、試験研究機関が行う試験栽培には知事への届出を、それ以外の一般栽培には知事の許可を受けることを義務付け、義務に違反した場合には、罰則を適用することとしております。

なお、本条例及び当該条例にいう遺伝子組換え作物には、飼料作物の栽培も含めております。

また、室内において、環境中への遺伝子組換え生物等の拡散を防止しつつ行う場合（拡散防止機能を有する実験室等を用いたり、使用等のための運搬に供する密閉容器等を用いる場合）は、遺伝子組換え作物と一般作物との交雑及び遺伝子組換え作物の一般作物への混入を防止するという当該条例の目的が、「拡散防止措置」を執って行うことで十分達成されることから、適用除外としています。ただし、室内であっても、環境中への拡散防止の措置が執られない場合には、屋外での栽培と同様に開放系栽培となるため、規制の対象となります。

国が科学的に安全性を評価し、栽培が認められている遺伝子組換え作物について、消費者の不安を根拠として栽培を規制することは間違いである。また、行政は消費者の不安を取り除くため、正確な知識の普及を行うべきである。

賛成・反対双方の立場の人が、技術の有用性や安全性だけではなく、自然観や倫理観に基づく議論をするといった場も必要である。

遺伝子組換え技術は、食料の増産、生産性向上などに貢献する可能性のある有用な技術であり、屋外での栽培が規制されることにより、試験研究の推進に影響を及ぼす。

本条例では、遺伝子組換え作物の開放系での栽培について、一般作物との交雑や混入を防止し、消費者の健康や生産・流通上の混乱を防止することを趣旨としており、カルタヘナ法など国の法令の趣旨とは異なるものと考えております。

なお、ご意見のとおり、消費者に対する正確な知識の普及や議論の場は重要であり、今後、必要な取組について、検討してまいりたいと考えております。

「遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」は、一般作物との交雑・混入を防止する厳重な管理体制のもとで、屋外で遺伝子組換え作物を栽培するためのルールを定めたものです。

	<p>新たな技術を否定するのではなく、技術開発や実用化に正面から取り組むべき。安全な遺伝子組換え作物を道が主体となって作っていき、世界に供給することにより、遺伝子組換え技術に対する消費者の信頼が得られるのではないか。</p> <p>また、こうした取組はバイオ産業の振興にもつながり、北海道の経済を活性化できると考える。</p>	<p>本条例によって、食の安全・安心の確保と試験研究の推進という2つの調和が図られるものと考えております。</p> <p>また、道においては、道立試験研究機関が地域に根ざした研究開発・技術支援機関として、本道産業の発展や道民生活の向上に寄与するため、それぞれの分野において地域に密着した課題や地域住民のニーズに即した研究開発活動を展開しています。遺伝子レベルの研究としては、作物の特性を遺伝子レベルで判定するマーカー遺伝子の解析や植物性乳酸菌を用いた発酵豆乳製品の開発に向けた遺伝子解析などに取り組んでいるところです。</p>
	<p>遺伝子組換え作物については、情報公開が不十分。情報公開を進めることが安心につながるの、国に対して安全性の根拠を公開するよう求めて欲しい。</p>	<p>遺伝子組換え食品の安全性の評価については、厚生労働省に提出された安全性審査の申請に対し、専門家により構成される食品安全委員会において、「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に基づき評価がなされます。</p> <p>食品安全委員会は、「企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある」ことから非公開で開催されますが、企業が作成した資料概要等について、企業の知的財産を侵害する恐れがある箇所などを除き、国民に対する意見等の聴取に併せて公開されています。</p>
<p>道産食品の生産、製造・加工段階における衛生管理の推進</p>	<p>生産、製造・加工段階における衛生管理の推進について、HACCPにも道の段階評価や輸出向けHACCPなどいろいろなものがあるが、道としてガイドラインをつくって衛生管理の取組を進める必要があるのではないか。</p>	<p>食品の生産工程は、品目により異なっていることから、道では、品目ごとにHACCPの考え方に基づく衛生管理手法の導入を進めているところであり、生産者や食品関連事業者の取組が促進されるよう、引き続き、普及啓発や技術的助言等を行ってまいりたいと考えております。</p>
<p>生産環境の保全 海域や河川、湖沼の水域環境の保全 硝酸性窒素等による地下水汚染の防止</p>	<p>生産環境の保全については、動植物などの生態系にも配慮すべき。</p> <p>硝酸性窒素等による地下水汚染やカドミウムの土壤汚染など、安全・安心な食品を生産する環境が汚染されており、しっかりとした解決策を示すべきである。</p> <p>有害物質（水銀、重金属、ダイオキシン等）の調査や有害物質低減のための対策に関する事項、硝酸性窒素の定期的な実態調査と原因究明や作物残留量の規制に関する事項を盛り込むべき。</p>	<p>ご意見については、生産環境の保全に係る施策の推進に当たって、今後、施策の参考とさせていただきます。</p> <p>地下水汚染や土壌汚染の防止は、安全・安心な食品を生産するための環境を保全するためには重要であることから、【生産に係る環境の保全（第21条）】において、生産資材の適正な使用の指導、有害物質の低減化のための技術開発の推進・成果の普及、地下水汚染の検査・監視、技術開発・成果の普及、市町村に対する支援等の必要な措置を講ずることを規定しています。</p> <p>ご意見については、今後、施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>道産食品の独自認証の推進</p>	<p>高価な道産食品だけでなく、一般の道民が買うことが出来るものを認証して欲しい。</p>	<p>認証の対象となる品目については、消費者のニーズ等を把握しながら、品目拡大を図ってまいりたいと考えております。</p>
<p>トレーサビリティシステムの構築</p>	<p>農産物と水産物、その中でも作物や魚種によって事情が異なる中でシステムを構築するのは難しい。システムづくりに当たっては、ある程度の選択肢を残して欲しい。</p>	<p>農産物、畜産物、水産物、加工食品など食品の生産行程や品目特性は、それぞれ異なっていることから、各食品の特性や消費者のニーズを踏まえながら、各食品に応じた仕組みを構築することが重要と考えております。</p> <p>ご意見については、今後、施策の参考とさせていただきます。</p>

<p>原料原産地などの表示の促進</p>	<p>消費者が正しい商品選択ができるよう、加工食品の原料原産地表示を徹底して欲しい。 原料原産地表示を保証するための検査体制が必要である。</p>	<p>たきます。</p> <p>加工食品については、関係法令による原産地の表示義務が一部に限られていることや、相次ぐ産地偽装により、消費者に表示に対する信頼が大きく低下していることから、道として道産品の原産地表示の適正化に向け、積極的に取り組むことが必要と考えております。</p> <p>このため【適正な食品の表示の促進等（第22条）】において「道は、～食品の表示に関する監視体制を整備するとともに、生産者等に対する指導及び普及啓発その他の必要な措置を講じ、生産者等による適正な表示を促進する」ことを規定しています。</p> <p>ご意見については、今後、施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>食品表示の監視</p>	<p>食品の偽装表示などが相次ぐ中で、消費者が安心して食べることができるよう食品表示の監視を強化して欲しい。 食品表示に関する法律や相談窓口が一元化されていないので、道は国に先行して、窓口の一元化に取り組むべき。 また、事業者の普及啓発や相談も重要であり、消費者側の窓口の一元化のみならず、表示について業界側を一元的に指導する仕組みが必要である。 食品表示の監視に当たっては、監視側に事業者や消費者も加えて欲しい。</p> <p>遺伝子組換え食品の表示については、意図しない混入の許容率が5%となっているが、引き下げることが必要ではないか。 国が安全性を認めたものであるならば、生産者が遺伝子組換え作物の栽培を選択するか否か、消費者が遺伝子組換え食品を選択するか否か、それぞれの権利が認められるべきである。</p>	<p>道では、これまで食品の表示制度の普及啓発を図るほか、食品表示110番の設置や消費生活モニターによる表示の監視を行い、違反情報を入手した場合は、事業者の立入検査を行うなど、食品表示の適正化の取組を強化してきたところですが、今後とも食品の偽装表示を防止する観点から、【食品等の検査及び監視（第11条）】及び【適正な食品の表示の促進等（第22条）】について規定し、ご意見を参考にしながら、施策を推進してまいりたいと考えております。</p> <p>食の安全・安心を確保するためには、消費者・生産者の知る権利や選ぶ権利に的確に対応し、遺伝子組換え食品等に関する正確で分かりやすい情報を積極的に提供することが重要であることから、道では、これまで全ての遺伝子組換え食品を対象とした表示の義務化及び意図せぬ混入の許容率E U並の引き下げ、遺伝子組換え作物の種子や飼料の表示の適正化などを国に提言しているところであり、引き続き強く提言してまいりたいと考えております。</p>
<p>食育、地産地消の推進</p>	<p>若者の食の乱れを改善していくためには、子どもの頃からの食育が重要であり、学校教育の中に食育を取り入れていくことが必要である。 食育の実施者が教育関係者や生産者だけになっているが、父母、消費者団体、食品関連事業者なども含め、幅広い関係者が連携して食育を推進していく姿勢を明らかにして欲しい。</p> <p>道産食材を積極的に子どもたちの学校給食に利用していく施策を盛り込んで欲しい。 レストランなどで道産食材の活用を促進する施策や道産原材料を製品化する企業を育成する施策などを盛り込んで欲しい。 道内の食品が道内で流通するような仕組みが必要である。</p>	<p>【食育の推進（第25条第1項）】において、「道は、食育（食に関する知識及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。）を推進するため、普及啓発、学校、家庭及び地域における食に関する教育及び取組の促進その他の必要な措置を講ずる」ことを規定し、ご意見の趣旨を反映しています。</p> <p>地産地消に関する施策については、【食育の推進（第25条第2項）】において、「道は、道内で生産された安全で安心な食品を消費することにより道民が食の安全及び安心に対する理解を深められるよう、普及啓発、情報の発信及び地域の食材の利用の促進その他の必要な措置を講ずる」ことを規定し、ご意見の趣旨を反映しています。</p>



その他  
具体的な施策  
に関する意見

生産者等による食品の安全確保の取組（残留農薬の自主的な検査のための体制整備やトレーサビリティシステムの構築などの生産者の努力）を評価できるシステムが必要である。

市場流通において、道外から移入されるものも含めて、生産履歴のあるものとなないものを明確に区分した取引がされるよう措置すべき。また、生産履歴の整備等に要する経費を価格に反映できるような流通制度の改革を要望する。

生産者の安定した生活への視点が欠けている。食の安全に関する議論において、消費者側の意見が多数を占め、生産者の意見が反映されないことが多いが、条例ができたことにより、生産者の負担のみが増大するような事態は避けるべきである。

生産資材の安全性が確保されていないと、安全な農畜水産物ができない。農薬だけでなく、肥料や土壌改良材、漢方的な資材、飼料などの安全性確保も重要であるので、生産資材の項目を設けてはどうか。関係者の責務にも、資材事業者の責務を含めてはどうか。

カビ毒（DON等）に関する項目を加えるべきではないか。

酪農畜産業においても、持続型農業の推進を積極的に進めて欲しい。

安全・安心な食品の生産・供給の項目に、食品製造業における食品添加物の適正な使用及び管理に関する項目を設けるべき。

人生食べることが大事であり、食べること

食の安全・安心を確保する取組によって、生産者や事業者の負担が増加することが懸念されますが、道民や全国の消費者から安全・安心で信頼される食品を生産、供給することが、最終的には生産者、事業者の利益につながるものと考えております。

道としても、食の安全・安心の確保に取り組みやすい環境が整備されるよう、本条例に基づく施策を推進し、生産者や事業者の努力が報われ、経営が安定し、再生産が確保されるよう配慮していきたいと考えております。

【生産資材の適正な使用等（第20条）】の項目を設け、農薬の適正な使用、動物用の医薬品の適正な使用、飼料及び飼料添加物の適正な使用について規定し、ご意見の趣旨を反映しています。

なお、本条例の生産者等には、「肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材」の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者を含んでおります。【定義（第2条第3号）】

カビ毒（DON）等については、直接的な表現はないものの、【食品の衛生管理の推進（第15条）】などの施策に含まれるものと考えております。これまでも対策技術を開発し、生産現場にその成果の普及を図っているところですが、食品の安全を確保する上で、DON等のカビ毒についても適切に対応することが必要ですので、今後とも、発生状況を見極めながら対応してまいりたいと考えております。

農業の定義には酪農畜産業も含まれることから、第16条で規定しているクリーン農業や有機農業の推進の中で、酪農畜産業における取組についても推進してまいりたいと考えております。

【生産者等の責務（第5条）】において、「生産者等は、関係法令等を遵守するとともに、その事業活動に係る食品その他の物が道民の生命及び健康に直接影響を及ぼす責任を自覚し、自主的に食品の安全性の確保に取り組まなければならない」ことを規定しており、食品添加物の適正な使用・管理についても生産者等の責務となります。

また、道としては、【食品等の検査及び監視（第11条）】において「総合的かつ計画的な食品等の検査及び監視又は指導その他の必要な措置を講ずる」ことを規定し、生産者等が食品添加物を適正に使用・管理するよう検査・監視・指導等を行ってまいりたいと考えております。

今後、施策の参考とさせていただきます。

	<p>のモニターを条例に盛り込んでどうか。</p> <p>食の安全・安心について、新たな技術に関する情報をいち早くキャッチし、取り入れていく必要がある。</p> <p>施策に関する表現があいまいであるので、具体的に施策を示すことが必要である。</p>	<p>今後、施策の参考とさせていただきます。</p> <p>本条例は、基本的な事項と施策の方向性を定めるものであることから、個別の施策については、基本計画を定め、計画的な実施を図ることとしております。</p>
財政上の措置	<p>具体的な施策の実施のために、予算をどこまで措置できるのか明確にすべき。</p>	<p>本条例に基づき策定する基本計画において、具体的な施策の実施手順等を示してまいりたいと考えております。</p>
食の安全・安心委員会	<p>消費者や生産者、医学者などが参加した委員会とし、食のリスクコミュニケーションを積極的に行って欲しい。</p> <p>委員会の役割として、「知事への建議」を位置づけて欲しい。</p>	<p>食の安全・安心委員会の委員構成については、【第31条】において、学識経験者、消費者（食の安全・安心に関する知見を有する者）、生産者等（食品関連事業者を含みます）及びこのほか知事が適当と認める者で構成することを規定しています。</p> <p>また、【情報及び意見の交換等（第24条）】において、「道は、食の安全・安心に関し、道、道民及び生産者等が相互に情報及び意見の交換を行い、道民及び生産者等が理解を深めるために必要な措置を講ずる」ことを規定し、いわゆる食のリスクコミュニケーションの実施やホームページによる情報提供などに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>【第29条第2項】において、食の安全・安心に関し必要と認める事項を知事に建議することができる旨を規定し、ご意見の趣旨を反映しています。</p>
条例の見直し	<p>社会的ニーズに対応できるよう、見直しは期間を定めて行う必要がある。</p> <p>条例をつかって終わりではなく、条例施行後も、道民の意見を取り入れて条例を肉付けしていくような仕組みとしてはどうか。</p>	<p>【附則】において「条例の施行後3年を経過した場合において、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」ことを規定し、ご意見の趣旨を反映しています。</p> <p>また、条例施行後は、基本計画を定め、施策の計画的な実施を図ることとしており、基本計画の策定に当たっては、道民からの意見を反映させることを規定しています。【第9条第3項】</p>
その他	<p>食の安全・安心確保には、食糧自給率や飼料自給率の向上は必要である。日本の生産者が安全な食料を生産できる施策を考えて欲しい。</p> <p>食料を安定して供給できる体制を整備することも必要である。</p> <p>一次産業に対する国等からの手厚い補助に比べ、二次産業に対する補助制度が希薄なので、一次産業と二次産業の関係も考慮して欲しい。</p> <p>観光客の満足度を高めるためには、北の食材こだわりの宿の拡充や地元の食材を活かした味覚や特産品の開発、食の魅力を活かしたイベントの開催などが必要である。</p> <p>また、道外物産展や北海道食大使などを積</p>	<p>本条例は「食の安全・安心」の観点から、基本的な事項や施策の方向性を示すものであることから、食料の安定供給に関する規定はありませんが、国民に食料を安定的に供給することは農林水産業の基本的役割ですので、農業・農村振興条例等に基づき、必要な施策を推進してまいりたいと考えております。</p> <p>今後、施策の参考とさせていただきます。</p> <p>本条例に基づき、安全・安心で消費者に信頼される食品の生産・供給を進めるとともに、ご意見にあるような施策を推進し、北海道ブランドの向上を図ってまいりたいと考えております。</p>

極的に活用し、北海道ブランドを全国に発信する必要がある。

条例は、誰にでも理解できるよう分かりやすい表現にして欲しい。

条例は、道民すべてに関係するものであり、できるだけ分かりやすい表現に努めておりますが、法制上、やむを得ず聞き慣れない表現や回りくどい印象を受けることもありますので、今後、分かりやすい表現を用いた資料を作成し、条例を周知してまいりたいと考えております。

問い合わせ先

北海道農政部道産食品安全室食品安全グループ

電話 011-231-4111 (内線 27-657、27-691)